

清水育英会 × 中央共同募金会

経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもの 学習と生活を一体的に応援する助成 第3回

応募要項

1. 趣 旨

この助成事業は、物価高騰等の影響により、経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもたちの学習と生活を一体的に応援することを目的として実施します。

なお、本助成は、一般財団法人清水育英会からの資金を原資に、清水育英会・中央共同募金会の共同助成として、赤い羽根福祉基金助成の一プログラムの中で実施いたします。

2. 主 催

一般財団法人 清水育英会

社会福祉法人 中央共同募金会

3. 助成総額

○助成総額 約 2,550 万円（「4.助成プログラム」の2つのプログラムの合計）

○1 活動（事業）あたりの助成上限額

助成プログラム① 100 万円

助成プログラム② 300 万円

4. 助成プログラム

①経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもの学習と生活を一体的に支援する活動

次の項目のうち学習支援と他の1つ以上の組み合わせで実施される活動。

＜主な支援活動（学習支援活動は必須）＞

- 学習支援活動（例：対面やオンラインでの学習支援）
- 居場所支援活動（例：居場所や交流の場、シェルター）
- 居住支援活動（例：居住に関する相談支援や見守り・生活支援）
- 生活支援活動（例：生活必需品の提供など）
- 相談支援活動（例：子どもや保護者の生活相談や心理相談など）
- 食支援活動（例：食事の提供など）

＜取り組みの例＞

- 子どもたちへの居場所提供と学習支援（オンライン活用含む）、子どもたちへの食と学習の一体的支援 など

②地域や多機関連携による重層的な子どもの学習・生活支援体制づくりなど、社会に新たな価値を創造する活動

次の機関・団体と応募団体の連携・協働によって、子どもの学習・生活支援を一体的に展開するとともに、重層的な支援体制やネットワークの構築につなげるなど、社会に新たな価値を創造する活動。

<連携機関の例>

- 地域団体（自治会等の地縁組織）、小・中・高等学校、大学ボランティアセンター、企業、その他の関係機関・団体

<取り組みの例>

- 小・中・高等学校との連携により教室等を活用した居場所と学習支援
- 大学ボランティアセンターとの連携による学生が参加した居場所や学習支援、
- 食支援を行う NPO と学習支援を行う NPO、社会福祉協議会、社会福祉法人、行政機関等の連携による子ども支援のネットワークづくり
- 企業等との連携による食支援や生活支援（連携例として、社員がプロボノとして参画する、食品・商品や会場などを提供する等）

<採択団体の事例・成果>

- 団体が行政、学校、保護者のハブとなることで、困難な状況にある子どもの通学をサポートできた。
- 学校や行政等の地域の関係機関と連携し、外国ルーツの子どもやその家族に対して適切で有用な情報を提供できた。
- これまで日本語指導の実績のない学校で支援を行い、その必要性を理解いただき、教育委員会の予算で学校主体の支援が行われることとなった。
- 県内5つのエリアの学習支援教室と連携を深め、県全体にネットワークを広げることができた。また各エリアの会議を行い、エリア内のネットワーク構築にもつながった。

5. 助成対象団体（プログラム①②共通）

次の条件に合致する団体を対象とします。

- 経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもたちへ支援活動を展開している非営利団体
- 応募時点で1年以上の活動実績があり、応募事業の実施体制が整っていること
- 法人格の有無は問いませんが、以下6点の書類を提出できること
 - ①団体の定款・規約等
 - ②役員名簿
 - ③2025年度事業報告書および決算書（不可なら2024年度のもの）
 - ④2026年度事業計画書および予算書（不可なら2025年度のもの）
 - ⑤実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、HPの告知記事など）
 - ⑥団体名義の助成金振込先口座の通帳画像

○複数の団体が連携・協働して実施する活動も対象とします。その場合は、代表団体（助成手続きを行う団体）を1団体選定のうえご応募ください。

※次に該当する団体は除きます。

- ・反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある法人、団体
反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

6. 助成対象活動（事業）期間

2026年10月～2027年9月

7. 助成対象経費

経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもたちの学習と生活を一体的に応援する活動に必要な経費（事務所賃借料、備品購入費等も含む）

○人件費・謝金等について

- ・助成プログラム①は、講師など外部協力者に対する謝金のみが助成対象経費となります。なお、助成対象は、原則として専門性のある人材に対する支払いとします。団体の内部スタッフに対する人件費は助成対象外経費となりますのでご注意ください。
- ・助成プログラム②は、多機関連携を行うためのコーディネーターの人件費（または謝金）と、講師などの外部協力者に対する謝金が助成対象経費となります。人件費対象者は雇用契約があることを原則とします。
- ・なお、外部協力者に係る業務委託費についても助成対象となりますが、上記助成プログラム①②に記載する役割を担う人材に限ることとします。
- ・**費目に応じて、以下の手続きと書類提出が必須**になります。

費目	応募書への記載	事業実施時の手続き	完了報告時の提出物
人件費	支払い対象者、役割	雇用契約等の締結	契約書、日報（活動日・時間・内容がわかるもの）
謝金	支払い対象者、役割	特になし	団体の謝金規程、日報等
業務委託費	委託先と委託内容	業務委託契約の締結	月次業務報告

- ・人件費、謝金、業務委託費には、旅費交通費を含めず、費目を分けて計上してください。なお、旅費交通費に係る支出は実費弁償のみとします。
- ・ボランティアに係る支出は実費弁償のみ（交通費など。清算時の概算不可。）とし、ボランティアの人件費・謝金は助成対象外とします。

○助成対象外となる経費

以下の項目は助成対象外とします。また、審査の際、以下の項目にあたると応募書から判断された場合は対象外となる場合があります。

- ・ 公的支援制度となっている事業であり、行政等の公的財源の充当が見込まれるもの
- ・ 他の団体からの助成による財源の充当が見込まれるもの
ただし経費の明確な区分が行われることを条件に、公的な補助や他の団体の助成を受けていても助成対象とする場合もあります。
- ・ 経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性や、当該経費で購入する物品やサービスを応募事業でどのように活用するのか読み取れないもの
- ・ 費用の積算内訳が読み取れないもの
- ・ 応募事業に関わりない団体の他の事業に係る経費や、団体の通常活動や団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・ 団体や団体役員が所有する物件や設備の賃借料
- ・ 団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用
- ・ ボランティアに対する人件費・謝金
- ・ ボランティア活動保険料（行事用保険は対象です）

○その他の留意点

- ・ 助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は認めません。 応募時点で事業実施に必要な費目を十分に検討し、記載してください。

8. 助成応募方法

応募締切日までに、下記サイト経由で web 応募フォーム「e 応募」にアクセスし、必要事項を記入の上、「e 応募」から以下の A~J の書類をアップロードして送信してください。(郵送による応募は受け付けません)

■ 応募締切日 **2026年7月9日(木)** 必着

■ 応募書のダウンロードおよび「e 応募」へのアクセスは下記 URL をご覧ください。

<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-corp-prog/48765/>

■ はじめて「e 応募」から応募する場合は事前の団体登録が必要です。下記 URL より「e 応募」へアクセスし、「新規登録はこちら」より登録してください。団体登録には、下記の書類をアップロードしていただきます。登録に不備がある場合、応募締切日の当日は対応が出来かねる場合がございますので登録は早めに済ませてください。

・ 「e 応募」団体登録・ログイン画面

<https://hanett.akaihane.or.jp/josei/login>

- ✓ 団体登録に必要な提出書類

必ず各ファイル名を「A～B」で始まる名前にしてください

A	団体の定款、会則、規約のいずれか（Word、Excel、PDF）
B	団体の役員名簿（Word、Excel、PDF）

- 団体登録後、応募画面にて以下の書類を「e応募」にアップロードしてください。

- ✓ 本助成応募に必要な提出書類

必ず各ファイル名を「C～J」で始まる名前にしてください。

C	応募書①（Word）※PDF ファイルによる応募は不可
D	応募書②（Excel）※PDF ファイルによる応募は不可
E	2025 年度の事業報告書（Word、Excel、PDF）（または 2024 年度版）
F	2025 年度の決算書（Word、Excel、PDF）（または 2024 年度版）
G	2026 年度の事業計画書（Word、Excel、PDF）（または 2025 年度版）
H	2026 年度の収支予算書（Word、Excel、PDF）（または 2025 年度版）
I	実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、HP など）
J	通帳画像 助成金振込口座の通帳 2 頁目にある金融機関名、支店名、口座番号、口座名義（カナ）がわかる部分の画像（JPEG、PNG、GIF）

※概ね 30 分間、入力画面を開いたままにするとタイムアウトにより登録できなくなります。入力画面の最下段の「一時保存」をご利用ください。

※「e応募」でアップロードできるファイルの容量は 1 ファイルあたり 5MB までです。

9. 審査及び助成決定

本会が設置する「審査委員会」により、「応募書および添付資料」から以下の点を基準に審査の上、助成先を決定します。

● 審査基準

- ① 応募団体のこれまでの活動（事業）実績
- ② 応募事業の実施体制および団体のガバナンス（組織決定の方法等）
- ③ 応募書の記載内容（活動（事業）・予算）が本助成の趣旨に照らして適切か
- ④ 支援対象者のニーズを的確にとらえた活動（事業）であるか
- ⑤ 確実に効果的に支援が届く活動（事業）であるか
- ⑥ 事業・活動の経費積算の妥当性

なお、審査にあたり、必要に応じてヒアリングで詳細を直接お聞きすることがあります。
また、助成決定にあたり、応募額より減額して助成金額を決定する場合があります。
助成決定先は 2026 年 10 月上旬に中央共同募金会および清水育英会のホームページで公表するとともに、応募団体全てに審査結果を郵送等により通知します。

10. 助成金の送金について

助成決定後、原則として、応募時に登録した金融機関の口座に助成決定額の 2/3 の金額を送金します（2026 年 10 月下旬を予定）。事業完了後 1 か月以内に本会指定の様式により完了報告書を提出いただき、確認のうえ、最終精算送金を行います。

11. 助成決定後のお願い

①成果の発信

本助成は、清水育英会からの資金によって行われるもので、同会に対して助成事業の進捗状況や結果を随時報告します。そのため、①助成決定時に本助成を採択したこと、②本助成による活動が完了した際に助成金による取り組み状況や成果、の 2 点を団体ホームページ（Facebook や Instagram などの SNS は対象外）に必ず掲載してください。団体アカウントがある場合は合わせて SNS から発信してください。

また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には、本助成による事業であることを表示してください。表示が確認できない場合、助成決定を取り消す場合があります。

②事業報告、決算報告書の提出

助成事業終了後、本会が定める期限までに事業報告、収支報告を提出してください。報告様式、及び証憑等の提出方法については別途ご案内します。

12. 都道府県共同募金会への情報提供について

共同募金会では、各都道府県でも地域福祉活動に関する助成を実施しています。本助成に応募いただいた内容について、各都道府県共同募金会と共有させていただく場合があること、また各都道府県共同募金会から助成金等の連絡を受ける場合があることをご了承ください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部 清水育英会助成 担当

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 2 新霞が関ビル 5 階

E-mail kikin-for@c.akaihane.or.jp

電話 03-3581-3846 Fax03-3581-5755 （受付時間 10 時～17 時 30 分）